

保発0218第1号
令和4年2月18日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第44号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、令和4年4月1日から施行される。

改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知及び適切な運用に関し遺漏なきようお願いする。

記

第1 改正の趣旨

市町村が行う国民健康保険の保険料の賦課額に関する基準等について、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直すため、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部を改正するものであること。

第2 改正の内容

1 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を63万円から65万円に、国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を19万円から20万円に引き上げることとしたこと。

なお、各市町村においては、これまで同様、それぞれの保険料賦課の実情に応じて引上げ幅や引上げ時期を判断することが可能であること。

2 その他所要の改正を行うこと。

第3 施行期日

改正政令は、令和4年4月1日から施行すること。